

『考えよう 自分の未来を たくす者』

4月9日(日)は千葉県議会議員選挙の投票日

任期満了に伴う千葉県議会議員選挙の投票日は4月9日(日)です。今後の千葉県の未来を託す人を選ぶ大切な選挙です。棄権しないで投票しましょう。お問い合わせは、選挙管理委員会☎483-1151(代表)へ。



千葉県議会議員選挙

今回、95人の千葉県議会議員を決め、このうち、八千代市では3人を決めます。投票用紙には候補者1名の氏名を記入します。

なお、千葉県議会議員の任期は4年です。

八千代市で投票できる人

次の2つの要件を満たす人が投票できます。

- ①平成17年4月10日までに生まれた日本国民
 - ②令和4年12月30日までに本市に転入の届け出をし、引き続き3か月以上住民基本台帳に登録され、本市の選挙人名簿に登録されている人
- ※県外へ転出した人は投票できません

■市内で住所を変更した人

3月8日(水)までに市内で住所変更の届け出をした人は、新住所地の投票所で投票できます。それ以降は、旧住所地での投票になります。

■県内で住所を変更した人

八千代市→県内の市町村 本市の選挙人名簿に登録されていれば、本市で投票できます。詳しくは選挙管理委員会へお問い合わせください。
県内の市町村→八千代市 県内の市町村の選挙人名簿に登録されている人が令和4年12月31日以降に本市に転入をした場合は、次の方法で投票できます。いずれの場合も「引き続き県内に住所を有することの証明書」の提示をするか「引き続き県内に住所を有することの確認」を投票所にて申請する必要があります。

- ①前住所地の選挙管理委員会へ投票用紙などの交付を請求し、4月1日(土)～8日(土)までに八千代市選挙管理委員会に持参し不在者投票をする。
- ②4月1日(土)から8日(土)までに前住所地の期日前投票所に行って投票する。
- ③投票日の4月9日(日)に前住所地の投票所に行って投票する。

【引き続き県内に住所を有することの証明書の発行】 次の場所で発行します。詳しくは戸籍住民課☎483-1151へお問い合わせください。

施設名	発行期間	発行時間
八千代市役所 戸籍住民課	4月1日(土)～8日(土)	午前8時30分～午後8時
	4月9日(日)	午前7時～午後8時
支所・連絡所	4月3日(月)～7日(金)	午前8時30分～午後5時

期日前投票・不在者投票

■期日前投票

投票日に投票に行けない場合、期日前投票ができます。投票を円滑に行うため、「投票所入場整理券」または「転出用入場整理券」(以下、「入場整理券」という)の裏面にある「期日前投票宣誓書」をあらかじめ記入し、お越しくください。

なお、「期日前投票宣誓書」は、法改正により、期日前投票事由を記載する必要はなくなりましたが、引き続き、提出は必要となります。

期日前投票所名	開設期間	開設時間
八千代市役所 別館2階第1会議室	4月1日(土)～8日(土)	午前8時30分～午後8時
ユアエルム八千代台店 3階エルムスペース	4月2日(日)～8日(土)	午前10時～午後8時
イオンモール八千代緑が丘 3F専門店ミーティングルーム		
フルルガーデン八千代 2Fみんなのコミュニティ		

■指定病院などでの不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や施設に入院・入所している人は、その病院や施設の長に申し出ると、その場所で不在者投票ができます。入院・入所先へ確認してください。

■郵便などによる不在者投票の投票用紙等の請求は4月5日(水)まで

身体障害者手帳や戦傷病者手帳を持っている

て、障害の内容と程度が一定の要件に該当する人や、介護保険被保険者証に「要介護5」と記載されている人は、郵便などによる不在者投票ができます。投票に関する記載を代わって行わせる代理記載制度もあります。詳しくは市選挙管理委員会へ。

■滞在先での不在者投票

長期出張などで市外に滞在している人は、本市選挙管理委員会に投票用紙などの交付を請求し、滞在する市区町村の選挙管理委員会での不在者投票ができます。手続きに時間がかかるので、早めに請求をお願いします。

■代理投票・点字投票は係員に申し出を

候補者名を自分で書けない人は代理投票ができます。意思表示方法については、係員に伝えてください。(口頭での係員への伝達、氏名の掲示の指差しや係員が指差しした氏名に対する頷きなど) また、目が不自由な人は点字投票ができます。目が不自由な人で、氏名の掲示の読み聞かせを希望する人は係員に申し出てください。なお、付添人も投票所に一緒に入ることができますが、投票には関与できません。

■「入場整理券」は順次封書で郵送

世帯主宛にて有権者全員分を送付しますので、投票の際はご自分のものをお持ちください。

■投票所が変わります

第20投票所は「萱田小学校体育館」から「萱田小学校ランチルーム」へ変わります。該当世帯には文書を同封しています。

■市内施設の使用制限

投票所開設等のため、以下の施設で4月8日(土)・9日(日)の使用が制限されます。①投票所となる小・中学校(旧小学校を含む)の体育館、②八千代台・勝田台文化センター、③八千代台・陸公民館、④八千代台近隣公園小体育館、⑤市民体育館、⑥投票所となる市内集会施設

春休みを安全に過ごすために

長期休業中は、子どもたちが事件・事故に巻き込まれやすい時期です。安全に過ごせるように、地域の皆さんの温かい見守りをお願いします。また、家庭での約束事を確認しましょう。「いかのおすし」を合い言葉に「いかにない・のらない・おお声を出す・すぐに逃げる・しらせる」を合い言葉に、危険から身を回避させる力を育てましょう。

安全に安心してインターネットを利用するために インターネットの使い方が急激に変化しています。SNSによるトラブル、歩きスマホ・ながら操作による事故などから子どもたちを守るために、家庭でのルールの確認やフィルタリングの設定をしましょう。保護者の理解と見守りが、子どもたちを守ります。愛のひと声を 子ども小さな変化を見逃さず、気になったときは「どうしたの?」と優しく声を掛けましょう。よい行いは、その場で褒めるのが一番です。

ダメなものダメ 20歳未満の飲酒や喫煙は、非行の第一歩です。「ダメなものダメ」の一言が、非行から救います。酒やタバコの害についての知識と判断力が不十分ですので、話し合う機会を持ち、誘惑に負けない強い心を育てましょう。

夜間の外出は控えましょう 千葉県青少年健全育成条例により、保護者は特別な事情がある場合を除き、青少年を午後11時から午前4時までの間、外出させないように努めなければなりません。

また、保護者同伴なしに16歳未満の者が午後6時以降にゲームセンターに立ち入ることは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及び当該千葉県条例で禁止されています。

■青少年相談のご利用を 青少年の非行や生活の乱れなどの悩みについて、相談をお受けします。助言のほか、必要に応じて関係機関との連携を図ります。▼相談方法 ①電話相談、②来所相談(要電話予約) 受付時間は土曜・日曜日・祝日を除く午前9時～午後4時 ▼問い合わせ 青少年センター/大和田138-12教育委員会庁舎内☎(483)2842

4月から市の組織の一部が変わります

■情報政策課の設置 情報通信技術の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることを意味するデジタル・トランスフォーメーション(DX)を推進するため、情報管理課を情報政策課に、情報化推進班を情報化・DX推進班に改称します。

■福祉総合相談課の設置 複雑化・複合化した福祉の相談に対応するため、健康福祉課福祉総合相談室と長寿支援課地域包括支援センターを統合します。(総務課☎(421)6711)

3月27日(月)～4月26日(水)必着 ▼公表場所 都市計画課、法務課情報公開班、支所・連絡所、公民館、図書館、市ホームページ ▼意見の提出方法・送付先 募集期間中に公表する実施要項に記載 (都市計画課☎(421)6697)